仕様書

1 業務名

「健康さっぽろ 21 (第二次)」分析・評価、最終報告書作成及び次期札幌市健康づくり基本計画策定業務

2 業務の概要

札幌市では、健康づくり基本計画として、平成14年に「健康さっぽろ21」、平成26年に「健康さっぽろ21(第二次)」を策定し、市民の主体的な健康づくりを推進している。

現行計画の「健康さっぽろ21 (第二次)」の計画期間は、平成26年度から令和6年度までの11年間であり、今後計画の終期を迎えるにあたり、令和4年度に実施した健康づくり等に関する市民意識調査の結果等を基に目標達成状況等について分析、評価を行い、最終報告書を作成する。

また、現在国では「健康日本 21 (第二次)」の最終評価、次期計画策定がなされ、 札幌市においても「ウェルネス (健康)」を重要概念の1つとして定めた「第 2 次 札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定された。これらの状況と健康さっぽろ 21 (第二次)の最終報告等から、本市の健康づくりに関する課題やその達成のための 指標、目標値を整理し、次期計画の素案としてまとめ、札幌市健康づくり推進協議 会の審議結果等により素案の修正・更新を行い、次期札幌市健康づくり基本計画を 策定し、計画書を作成する。

3 業務の内容

(1) 健康さっぽろ21 (第二次) の最終評価、報告書の作成

ア 計画の評価

令和4年度に実施した市民意識調査の結果と策定時、中間評価時の調査の結果や別表に示す関連資料等を基に、健康さっぽろ21(第二次)における目標や達成状況について比較、分析し計画全体の評価を行う。

- ・目標(指標)の達成状況の分析
- ・札幌市健康寿命の算出、分析
- ・課題の抽出
- イ 札幌市健康づくり推進協議会の審議における資料作成
 - ・審議の際に使用する資料の素案を作成し、委託者の指示に基づき、修正等の対応を行う。※審議は3回を予定。
 - ・イラスト、図表、グラフの作成については、委託者と協議のうえ、受託者 が作成すること。
 - ・その他仕様については、委託者から別途指示する。

ウ 最終報告書の作成

ア及びイで整理した内容を骨格とし、次期計画の策定にむけた報告書を作成する。最終報告書の構成案、素案は受託者が作成し、委託者の指示に基づき編

集・修正等の対応を行う。

- ・構成案、素案の企画
- ・本書及び概要版の素案の企画、レイアウトデザイン、印刷用データの作成
- •校正、検査

掲載内容の文理、語彙等に誤りがないか精査し、必要な校正を行う。

※構成、レイアウトは別表に示す関連資料等を参考に検討する。

工 成果品

以下のとおり本書及び概要版を作成する。

(7) 最終報告書(本書)

判型	A 4 判
刷り色	4 色刷
頁数	150 頁程度
	※ページ数については、あくまでも見込み数であるため、
	増減する可能性があるが、原則として、この数量の増減が
	著しいと委託者及び受注者双方が認める場合を除き、契約
	金額の変更は行わないものとする。
ファイル形式	Adobe Illustrator及びPDF形式
	+図表等については、Excel 形式で納品

(4) 最終報告書(概要版)

判型	A 4 判
刷り色	4 色刷
頁数	8頁
ファイル形式	Adobe Illustrator及びPDF形式
	+図表等については、Excel 形式で納品

(2) 次期札幌市健康づくり基本計画策定、計画書の作成

ア 計画の策定

健康さっぽろ 21 (第二次) の最終評価で抽出した課題や関連資料等を基に、 次期札幌市健康づくり基本計画の策定を行う。

- ・新たな指標、目標の設定
- 計画素案の作成、修正
- イ 札幌市健康づくり推進協議会の審議における資料作成
 - ・審議の際に使用する資料の素案を作成し、委託者の指示に基づき、修正等の対応を行う。※審議は3回を予定。
 - ・イラスト、図表、グラフの作成については、委託者と協議のうえ、受託者 が作成すること。
 - ・その他仕様については、委託者から別途指示する。
- ウ 次期札幌市健康づくり基本計画 本書・概要版の作成
 - 3(1)及び(2)を踏まえた、計画素案を受託者が作成し、委託者の指示に基づき編集・修正等の対応を行う。

- 構成案、素案の企画
- ・本書及び概要版の素案の企画、レイアウトデザイン、印刷用データの作成
- ・校正、検査 掲載内容の文理、語彙等に誤りがないか精査し、必要な校正を行う。 ※構成、レイアウトは別表に示す関連資料等を参考に検討する。

工 成果品

以下のとおり本書及び概要版を作成する。

(ア) 次期札幌市健康づくり基本計画(本書)

判型	A4判
刷り色	4 色刷
頁数	150 頁程度
	※ページ数については、あくまでも見込み数であるため、
	増減する可能性があるが、原則として、この数量の増減が
	著しいと委託者及び受注者双方が認める場合を除き、契約
	金額の変更は行わないものとする。
ファイル形式	Adobe Illustrator及びPDF形式
	+図表等については、Excel 形式で納品

(4) 次期札幌市健康づくり基本計画(概要版)

判型	A 4 判
刷り色	4 色刷
頁数	8頁
ファイル形式	Adobe Illustrator及びPDF形式
	+図表等については、Excel 形式で納品

(3) その他

各成果物の納入期日は、業務の進捗や審議会の日程等に合わせて別途指示する。

4 業務スケジュール

令和5年度~令和6年度

・令和5年度:「健康さっぽろ21(第二次)」の分析・評価、報告書の作成

「次期札幌市健康づくり基本計画」の素案作成・修正

・令和6年度:「次期札幌市健康づくり基本計画」の素案作成・修正

計画策定、計画書の作成

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月10日

6 業務処理責任者

(1) 受託者は、「健康さっぽろ21(第二次)の最終評価に係る分析等及び次期計画

策定業務」(以下「本業務」という。)の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を 処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

7 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認し、委託者へ提出すること。

8 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了報告書及び その成果物を委託者に提出しなければならない。

9 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申請し、承諾を受けること。
- (2) 本業務で再委託を予定している場合は、企画書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承諾しないことがある。

10 著作権等の取扱

- (1) 本業務において受託者は、成果品及び本業務において作成したイラスト・写真等(以下「成果品等」という。)の著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利(以下「著作権」という。)を、成果品等の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、公益上の目的に限り、受託者に了解を得ることなく、成果品等を複製・翻案し、これを第三者に利用させることができる。
- (3) 受託者は委託者の承諾を受けずに成果品等を他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、成果品等について、著作権法第 18 条から第 20 条に 定める著作者人格権を行使しない。

12 契約金額の支払

(1) 受託者は下表に定める各期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

請求対象期間	請求月
契約締結月~令和6年3月	令和6年3月
令和6年4月~令和7年3月	令和7年3月

金額については役務契約約款別表に定める。

(2) 支払い請求前に各期間についての進捗状況報告及び完了届を提出すること。

11 その他特記事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意し、本業務を行うこと。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、委託者と受託者との間でスケジュールについて逐次確認を行い、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
- (3) 委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得られるよう努めること。
- (4) 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び 承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実 施に係る責任や経費等を受託者が負うこと。
- (5) 契約金額には、必要経費一切を含むものとする。仕様書に記載はないが効果的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。
- (6) 業務完了後6ヶ月間は、委託者からの成果品の内容に関する確認等に対応すること。また、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を無償で行わなければならない。
- (7) 本仕様書、業務について疑義を生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (8) 本業務の履行においては、札幌市の運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (10) 本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議によるものとする。

12 担当課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

札幌市保健福祉局保健所健康企画課(担当:佐々木、山口、布施)

電話: 011-622-5151 FAX: 011-622-7221 E-mail: kenkou-taisaku@city.sapporo.jp

No.	
1	健康日本 21
	(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenko
	u/kenkounippon21.html)
2	健やか親子 21
	(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate
	/boshi-hoken/sukoyaka-01.html)
3	国民生活基礎調査
	(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html)
4	人口動態調査
	(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html)
	(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f9sonota/eiseinenpou.html)
5	国勢調査
	(https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html)
6	国民健康・栄養調査
	(https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyou_chousa.html)
7	全国学力・学習状況調査
	(https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html)
8	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
	(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222.h
	<u>tm</u>)
9	すこやか北海道 21
	(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/shinn-sukoya-kahokkaido21.ht
10	<u> </u>
10	(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sum/hoso/hotou/hotou01/nenpou.ht
	m1)
11	
	(https://www.city.sapporo.jp/toukei/tokeisyo/tokeisyo.html)
12	札幌市健康・栄養調査
	(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/syokuiku/shiminkenkoueiyouchous
	a. html)
13	札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査
	(https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/kensyu/tyousakenkyu.html)
14	札幌市衛生年報
	(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f9sonota/eiseinenpou.html)
15	札幌市感染症発生動向調査
	(https://www.city.sapporo.jp/eiken/infect/)

16	札幌市スポーツ推進計画
	(https://www.city.sapporo.jp/sports/vision/visionkai.html)
17	札幌市地域福祉社会計画
	(https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/)
18	札幌市高齢者支援計画
	(https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k500plan/k550plan65.html)
19	さっぽろ障がい者プラン
	(https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/)
20	札幌市国民健康保険保健事業プラン
	(https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/hokenjigyoupuran.html
)
21	札幌市食育推進計画
	(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/syokuiku/dai3zikeikaku.html)
22	札幌市がん対策推進プラン
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/gantaisaku/gantaisaku
	<u>. html</u>)
23	札幌市生涯歯科口腔保健推進計画
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/shikakeikaku/index1.h
	<u>tm1</u>)
24	さっぽろ医療計画
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/tiiki/iryouplan/index.html)
25	さっぽろ子ども未来プラン
	(https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2020/index.htm
	1)
26	健康さっぽろ 21 (第二次) 本書、概要版
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/dainijikeikaku.html)
28	健康さっぽろ 21 (第二次) 中間評価本書、概要版
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/kenko21/tyuukannhyouk
	a. html)
30	健康さっぽろ 21 (第二次) アクションガイド
	(https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/kenko21/tyuukannhyouk
	a. html) このまに記掛のない次半体について、泊加土フ担入ぶよフ

なお、この表に記載のない資料等について、追加する場合がある。